

S³imple C³onsulting × 働き方改革

働き方改革・支援サービスのご紹介

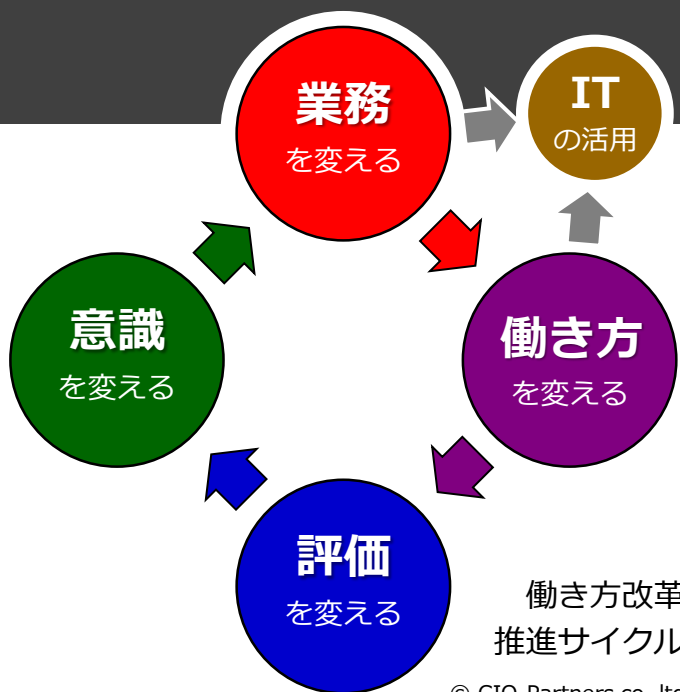
働き方改革に対する当社の考え方

働き方改革は、従業員のモチベーションや社内の活力のみならず、コンプライアンス経営や事業の競争力にも影響を及ぼし、企業価値そのものを大きく左右する重要な経営課題です。

近年、多くのメディアが各社の「働き方」の事例を紹介する等、とりわけ人事労務制度に関心が集まりがちな働き方改革ですが、実際は、マネジメントサイクルを回しながら、働き方・業務（仕事のやり方）・評価・従業員の意識を少しずつ、しかし継続して変えていく地道な取組みが避けては通れないテーマです。

そこで、私たちCIOパートナーズは、これまでに培ったノウハウを活かして、多くの企業の働き方改革を支援したいと考え、お客様の状況やニーズに合わせて、低予算・ピンポイントでご支援させて頂くスポット・サービスを始めました。

スポット・サービスを活用いただければ、働き方改革を推進する上で欠かせない「外部の声・他社事例・取組みノウハウ」を有効活用いただく事ができます。是非、ご検討ください。



S³imple C³onsulting (働き方改革・支援サービス) の特徴

- ① **網羅的** … 働き方改革に欠かせない「業務や意識」見直しに対応。働き方改革の推進を網羅的にカバー
- ② **低コスト** … 具体的な個別テーマごとに支援メニューを細分化お客様の必要な支援だけを低コストでご提供
- ③ **客観性** … 特定ソリューションの売り込みに走らない客観的なコンサルティングでお客様の最善のIT投資を支援



支援メニュー ※取組み初期段階の支援メニューを抜粋

社内勉強会 支援サービス

お客様の働き方改革の推進メンバーや関係者を集めた社内勉強会に、弊社コンサルタントが訪問して、出張講演とQ & A対応を行うサービス。

ご参考費用 (税別)

¥100,000.- (1勉強会)

業務見直し 1日トライアル

お客様の事務処理の業務フローを分析し、働き方改革に向けた効率化や標準化の観点から改善点の検証を1日トライアルで行うサービス。

ご参考費用 (税別)

¥250,000.- (1日)

働き方の実態 社内調査サービス

お客様の社内の働き方の実態を業務・働き方・評価・意識の4つの視点からアンケート方式で調査するサービス。標準期間：3カ月

ご参考費用 (税別)

¥1,000,000.-

※調査対象：1,000名の場合

当社(お申込み企業。以後、甲とする)は、CIOパートナーズ株式会社(サービス提供会社。以後、乙とする)が提供する働き方改革に関するスポット支援サービスに申し込みます。本申込書に、甲ならびに乙の双方が署名することにより、甲と乙の間で下記のスポット支援サービスに関する契約が成立すること、また、契約成立後は速やかに申し込んだサービスの実施に向けた事前協議・調整に入ることに同意します。

申込み年月日 年 月 日

会社名

印

申込み責任者

印

所属

役職

所在地

都道府県

市区町村

連絡先

TEL

FAX

E-mail

今回、お申込み頂くサービスのチェック欄にチェック(✓)をご記入し、合わせて下欄の申込内容欄にご記入ください。

チェック欄	社内勉強会 出張サービス	チェック欄	業務見直し 1日トライアル	チェック欄	働き方 社内調査サービス
	基本料金：¥100,000.- (1勉強会あたり 税別)		基本料金：¥250,000.- (1開催あたり 税別)		基本料金：¥500,000.- 変動料金：@500.-×回答人数 } 合計金額 (税別)
	開催回数： 回		開催回数： 回		調査対象人数：(およそ) 人
	開催希望時期： 年 月頃 ※未定の場合は空欄で結構です。		開催希望時期： 年 月頃 ※未定の場合は空欄で結構です。		調査希望時期： 年 月頃 ※未定の場合は空欄で結構です。

Simple Consulting スポット支援サービス 約款

第1条(目的)

本申込書への甲および乙の署名により、上記に規定したスポット業務(以下、「本件業務」という。)に関する、甲と乙の間での委任契約が成立するものとする。

第2条(業務資料の管理)

乙は、甲から貸与された資料(以下、「業務資料」という。)につき、厳重な取扱を行うものとし、その保管・管理につき善管注意義務を負担するものとする。

2. 乙は、業務資料を、本件業務実施、その他甲の指定した目的以外に使用してはならない。

第3条(請求と支払い)

本件業務の終了後、速やかに乙は甲に対して所定の報酬額に消費税を加算して請求するものとする。

2. 乙からの請求を受けて甲は、本件業務の報酬額を翌月末迄に乙が指定する銀行口座に振込むものとする。

3. なお、振込手数料は甲が負担するものとする。

4. また、甲は、乙に対し、前項に定めた報酬とは別途に本件業務の遂行に乙が要した交通費、宿泊費、日当、その他の実費を前項と同様の支払方法により支払うものとする。

第4条(秘密保持)

甲および乙は、本件業務に関連して知り得た相手方の技術上、販売上その他業務上の秘密を本件業務の期間中はもとより、終了後といえども第三者に漏洩してはならない。

第5条(契約の解除)

甲または乙が次の各号の一つに該当した場合、相手方は何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- ① 本契約に基づく債務を履行せず、相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお債務不履行その他の違反が是正されないとき。
- ② 差押、仮差押、仮処分または競売の申立てがあったとき、もしくは公租公課を滞納し、督促を受けたとき、または滞納処分による差押を受けたとき。
- ③ 手形、小切手が不渡りとなったとき。
- ④ 破産、民事再生、会社整理または会社更生手続開始の申立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき。
- ⑤ 合併、解散もしくは営業の全部を第三者に譲渡したとき。

第6条(反社会的勢力の排除)

甲および乙は、各々相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとする。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- ② 自らの役員が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- ④ 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - (1) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

本申込書の送付先

CIOパートナーズ株式会社

〒550-0014 大阪市西区北堀江1-19-8 四ツ橋KMビル7F

TEL 06-6599-8661 E-mail office@cio-partners.co.jp

サービス提供会社(乙) 受付欄

年 月 日 上記の申し込みをを受け、本件業務を受任しました。

CIOパートナーズ株式会社

〒550-0014 大阪市西区北堀江1-19-8 四ツ橋KMビル TEL 06-6599-8661

印